



ジュニアユース規約

第1条 【方針、目的】

- 1 スポーツを愛する青少年健全な育成
- 2 積極的に地域社会に貢献するさまざまな活動の実施

第2条 【クラブ生】

- 1 中学入学年齢以上の男子とし保護者の承諾を得た者、且つ、当クラブ事務局の承諾を受けた者とする。
- 2 当クラブの第1条に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- 3 スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
- 4 クラブ生は当クラブの理念、目的に対して真摯に遂行する者が入部を許可され、これに反する行為をした場合は協議のうえクラブ生の資格を剥奪することがある。
- 5 当クラブへの入部に際しては練習時および試合時の事故、ケガの防止もしくは練習方法の観点から入部希望者の体力・技術に対し、審査する場合がある。

第3条 【会費】

- 1 当クラブのクラブ生は別途定められた方法で会費を滞納することなく会計に納入しなくてはならない。
- 2 一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。
- 3 会費の納入を怠ったときは指導を停止、または当該クラブ生を退会させることができる。

第4条 【休会】

- 1 当クラブの休会(引き続き1ヶ月以上2ヶ月以下休む場合をいう)を希望するクラブ生は前月25日までに届け出なければならない。
- 2 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

第5条 【退会】

- 1 退会を希望するクラブ生は退会希望月の前月15日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。
- 2 退会后、再入会する場合は年会費、月会費を支払わなければならない。
- 3 当クラブのクラブ生が他クラブへの移籍、セレクションをうける希望がある場合は速やかに事務局に事情を説明し移籍承諾書を申請するものとする。

第6条 【事故の責任】

- 1 当クラブ生は当クラブが行いあるいは参加する練習に付随する活動においては当該施設利用に関する諸規定及び、施設管理者並びにスタッフの指示に従い自己の責任において行動するものとしこれに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても当該施設、本クラブ及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第7条 【休校、閉鎖】

- 1 天災地変、社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた時は休校、もしくは閉鎖することがある。

第8条 【規約変更】

- 1 本規約はクラブ総会の決定により変更することができ、書面にてクラブ生に通知する。

第9条 【補足】

- 1 クラブ生の練習・試合等の会場までの往復時の事故防止については遠近にかかわらずクラブ生本人およびその家族の責任によってなされるものとし、万一の事故についての責は本クラブとしては一切負わない。

附則 本規約は2015年12月1日より発効するものとします。

- | | | |
|---|-----------|------|
| 1 | 2016年9月1日 | 一部改正 |
| 2 | 2017年9月1日 | 一部改正 |
| 3 | 2018年9月1日 | 一部改正 |